

選挙ふじみ

富士見町選挙管理委員会
富士見町明るい選挙推進協議会

富士見町農業委員会委員一般選挙

投票日

平成16年 3月7日(日)

午前7時00分～午後8時00分

開票

午後9時より 富士見町役場3階会議室

期日前投票 平成16年3月3日(水)～3月6日(土)

午前8時30分～午後8時00分

富士見町役場4階で受け付けています。

立候補予定者説明会

2月19日(木)

午後1時30分より

富士見町役場1階会議室

明るい農業

明るい選挙で



農業・農村をとりまく環境が変わ
る中で、農業委員会の使命・役割も
ますます大きくなっています。
農業委員会は、地域農業の構造改革
や農業振興に取り組むほか、農地法
等に基づく農地行政を執行するとと
もに、農業・農業者の利益代表機関
として、農政の確立に取り組む大切
な機能と役割をもっています。

農業委員選挙はこれらの重責を担
い、地域と農業者の信頼に応え、行
動力を發揮する農業委員を選出し、
農業委員会の機能を十分に発揮する
ことが期待される大切な選挙です。

■農業委員会の組織

『委員の構成・・・21名』

*直接農業者から選挙される委員
*議会・農協が推薦し、町長が選
任する委員・・・6名
『委員の任期・・・3年』

■投票できる人

農業委員会委員選挙人名簿は、毎
年1月1日現在の申請に基づいて3
月31日を確定の日として作成されま
す。今回の中選挙で投票できる人は、富
士見町に住所があり平成15年1月1
日現在の申請に基づいて同年3月
31日に確定した選挙人名簿に登録さ
れている人です。

選挙人名簿への登録要件は、該当
農業委員会の区域内に住所を有し、
農業委員会へお問い合わせください。

詳しくは富士見町選挙管理委
員会へお問い合わせください。
(有) 62-9403

■投票の方法

記名式投票です。自分が投票しよ
うとする候補者1名の氏名を書いて、

投票箱に入れてください。

*投票日当日、都合の悪い見込みの

方は期日前投票をしてください。

*指定されている病院や施設等で不

在者投票ができます。

*町外の滞在先で投票したい方は富

士見町選挙管理委員会に投票用紙

の請求をしてください。

*名簿登録以降に転居され、その後

も選挙権のある人は従前の住所地
の投票所で投票することになります。

年齢が20歳以上であることのほか主
に次の2点が必要です。

*右記の人と同居の親族又は配偶者
で、年間おおむね60日以上耕作に
の業務を営む人
*10アール以上の農地について耕作に
従事する人

■立候補できる人

上段「投票できる人」の要件に加
え年齢については、投票日(平成16
年3月7日)に20歳に達する人は立
候補できます。